

第二十回国会 衆議院 厚生委員會議錄 第三号

昭和二十九年十二月三日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

法律案(參議院提出、參法第一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

最初に提案者より趣旨の説明を聴取したいと存じます。提案者有馬參議院議員。

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

○有馬參議院議員 提案者として、ただいま議題となりました醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

御承知の通り、去る昭和二十六年六月二十日に制定公布されました醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律は、明年一月一日から施行されることになっておりますが、はたしてわが国の現状において医療分業制度が支障なく実施できるかいはなは、この際再検討を要する問題であります。

すなわちその実施上の問題点としては、第一に、この法律を実施するには、その制定当時実施の前提条件としてあげられた諸条件がはたして現在整えられているかどうかという点であります。第二には、この法律の実施がわが国の現状において国民生活にいかなる影響を及ぼすかという点であります。

医療分業の実施に伴う適正にして合理的な新しい医療費体系の確立及びそれが国民の医療費負担、なにかんなく社会保険経済に及ぼす影響等の諸問題は、国会において十分に検討されなければならぬ基本問題であります。これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師、薬剤師等の意見は必ずしも一致しておりません。

去る第十九国会におきましては、參議院議員若菜三君外三十七名の発議によりまして、今日の案情においては、分業実施の期日たる「昭和三十年

一月一日」という期日については、いまだ十分なる見通しと確信とを得られないので、一応これを「別に法律で定める日」と改正し、この法律の実施については、その前提となるべき諸条件を十分検討し、国民の保健と福祉の向上のために適正なる結論を得たる上、法律をもつて実施の期日を定めんとする「醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が議員提案として提出されたのであります。本法律案は継続審査事件として審議を重ねられたものであります。

が、いわゆる分業三法の立法精神と現在における諸般の準備状態にかんがみ、さらに円滑適正なる運営により医療内容の向上を期し国民の利益をはかる意味において、より完璧なる準備と国民の啓蒙に努力するため、このたび法律案の期日たる「昭和三十年一月一日」を「昭和三十一年四月一日」に改めんとする次第であります。以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○小島委員長 以上で説明は終了しました。次に質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。松永佛骨君。

○松永(佛)委員 ただいま醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明がございましたが、大体これを要約いたしますと、来年の一月一日から実施をされることに昭和二十六年の六月の国会におきまして議決された本法案が、来年一月一日からの実施ではいろいろの意味において支障があるから、これをさらに一年三箇月延期をしたい、こういうような内容であると存じますが、この法案は承るところによれば、前国会から引続き継続審議として參議院において慎重審議をされまして、それが昨日本會議を通過したというところであります。

て、議論の余地なく參議院におきましては十分に御検討の末、この法案の延期のやむなきことを必要とされて議決されたものだと思つております。あえて私がここに反復し、あるいは蛇足を加えるということはいたしません。この法案立法の精神、さらに立法院の權威、そして法治國家においては国民が法律精神を十分に發揮して、でき上つた法律を守つて行くというこの法治國家の国民の觀念、考え方をば、本法の延期によつていささかでも左右動搖せしめることがあるならば、日本の民主主義の破壊ともなるといふことを考えまして、一言提案者並びに政府当局にそれ、御質問を申し上げて、本法案の意の盛られてあるところをただして行きたい、かように存じておるのであります。

まずこの法案の延期の理由とされ、第一に、この法律を実施するのには、その制定当時実施の前提条件としてあげられた諸要件がはたして現

十二月三日
委員五十四君辭任につき、その補欠として山口六郎次君が議長の名で委員に選任された。

十二月二日
醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する

在整えられておるかどうかという点が第一の点であるのでございますが、これは私も同感であります。これは私も一に厚生省の政府当局の怠慢もある程度まで数え上げなければならぬことはなほ遺憾とすることでございますが、昭和二十六年の六月に通過せる本法案が、薬事審議会あるいはそのいつたものによつてもつと／＼早く検討しなければならぬものを、ようやく最近になつてこれに手がつけられたというふうな実情から見ても、私は本法関係の三局がそれ／＼の立場において手をつけることが遅かつた。簡単に言えば怠慢であつたといふことはいいまいが、事実である。はなはだ遺憾の意を表する次第でございます。

その第二の理由として、この法律の実施がわが国の現状において国民生活にいかなる影響を及ぼすかということが第二の理由として掲げられております。わが国の現状、もちろん占領前と占領後におきましては国内事情、対外事情等も相当かわつておると思ひますが、昭和二十六年本法制定の際には、本法案は七十幾年医師、薬剤師等の間において闘争の歴史を繰返して来たものが一つの段階として解決を見出したことはまことにめでたいことである。ことに本法採決前の討論等にあたりましては、今日社会党左派におられる委員であり、医学博士である福田先生のごときは、多年にわたります、いわゆる医業分業法案に対して、今日一つの結論を得ましたことは、まことに同慶にたえないところでございます。私は日本社会党を代表いたしまして参議院回付になります本法の修正面においても全面的賛意を表するものであります。

す、こいつた言葉で述べられ、また自由党の青柳一郎氏、あるいは各派の方々がそれ／＼賛成討論をなさつて、丸山委員を除く全員が満場一致をもつてこれを可決確定をいたしましたのであります。

ところが占領中とは言いながら、占領から解放近い、独立近い昭和二十六年の六月四日のその当時の現状に比し、今日の国民生活にいかなる影響を及ぼすかということが、この法案延期の大きな理由であるとすれば、ならば、この延期をしなければならぬ国民生活に及ぼす影響といふものが、当時と今日と、段階にどれだけの開きがあるといふことを考へて立案なさつたのか。提案者にまず第一にお伺ひいたします。

○有馬参議院議員 ただいまの御質問の第一は、この提案が、本案は二十六年の六月二十日に、すでに三十年の一月一日から実施されるということを確認してある、それにかかわらず、まだその実施の状態はなほだ不適当であるといふようなことから延期されたのではないかといふような御趣意と承つたのであります。質問者も言われましたように、今日のわが国の状態は、まだはなはだ社会状態も不整備であり、また医師会並びに薬剤師側においても、まだ整備されておらない点が多々あるように私は思ふのであります。この点は医師会におきまして、また薬剤師会におきまして、それぞれ指摘されるべきところがあり、また国民の状態においても、これを今日完全なる受入れ態勢と云ふことができない状態であることは、一般に承認されておるうちに私は思ふのであります。

す。ですからどうしてもうしばらく時日をかして、こいつたような各般の事情を整備することが必要である。それにはやはり相当な時日が必要である。特に一年三箇月とこれに切つてありますのは、いろ／＼の議論が各党にあつたのであります。大体協定いたしました。一年三箇月が適當であろうといふようなところにおちついたものであります。これが必ずしも一年三箇月ですつかり整備ができるかどうかといふことは、私も考へられぬ、これはそのときの情勢でございませう。整備が不十分であるといふように認められるときには、どうもしかたがないかもしれませんが、われ／＼はそこまで各般の事情の整備をいたしまして、一年三箇月後にはこれを実施したい、かように考へておるわけでありませう。

それから第二の問題は、そのときと情勢がかわつておるかどうかといふような御質問であつたと思ふのであります。要するに三箇年以上の日時がたつておるにかかわらず、御存じのやうに政府が提出いたしました新医療費体系が、まだわれ／＼の疑問とする点が非常に多い、かくのごときものをもちて来年一月一日から実施に移したならば、各界において混乱が起るにあらざるやという危惧を持つのであります。そういう含みは絶対ないといふことですか。あるいはそういう含みもあるんだといふのか、わかり切つたことですか。一応速記録に残しておきたいと思ひます。から御答弁を願ひます。

○有馬参議院議員 この年限につきましては、御承知のやうに各党それぞれ違つた意見を持つておつたのであります。社会党の右派の方では六箇月といふやうな線が出されております。それ

のであります。遺憾ながら十分の答弁を得ておらないのであります。そういうときにはこれを実施に移すことはとうてい不可能であるといふやうに私も考へておるわけでありませう。

○松永(佛)委員 ただいまの御答弁の中で大抵医師、薬剤師間の意思の疎通とか、協調とかいふ点について欠けておるといふことは、私もこれは認めております。もちろん両者が対立、抗争しておる現段階において、一月一日からこれを実施するといふことは、火のついた花火を群衆の中にはうり込むやうな危険があるといふことすら考へて、かねて先般の休会中における委員会において、私は、少くともこれは三箇月ないし六箇月間の延長をしなければならぬのと違ふか。せうともやれるかといふことも政府当局にただしたことがございませうが、私もはきよくな考へを持つておる点においては参議院の方々とときわめて同感でございます。しかしこれを一年三箇月といふ年数を切つてこの期限のうちにできるであらう。できなければやむを得ないといふことは、まだできなかつたら再延長する、そのうちには廃案になつてしまふだらうといふやうな含みもあるにあらざるやという危惧を持つのであります。そういう含みは絶対ないといふことですか。あるいはそういう含みもあるんだといふのか、わかり切つたことですか。一応速記録に残しておきたいと思ひます。から御答弁を願ひます。

○有馬参議院議員 この年限につきましては、御承知のやうに各党それぞれ違つた意見を持つておつたのであります。社会党の右派の方では六箇月といふやうな線が出されております。それ

から自由党の方では、何でも二箇年といふやうな御意見があつたやうに承つておりますが、要するに各派がいろいろ協調を保つた結果、一年三箇月が適當であらうといふやうなところにおちついたもので、これはどうも各党の一致といふことでありますので、かような処置をとつたのであります。

○松永(佛)委員 ただいま社会党の右派では六箇月という御意見であつたといふのであります。私の聞るところでは、六箇月ないし一年延長をしてはどうかといふので、党議はまだきまつておらない、自由党が二年という意見があつたといふやうな、それはどうも私の意見であつたか知りませんが、少くとも自由党内におきましては、党議はまだ決定を見ずといふことで、延期に年数、月数を付したことはいまだかつて一度もございませぬから、これは提案者の方で思ひ違ひであらうと思ひます。から、よろしく御訂正を願ひたいのであります。ただ一年三箇月といふ日を切られたといふことに關しては、おそくたつたえは新医療費体系の整備に何箇月、またこれが国民に普及徹底せしめるのに何箇月、それからさらに受入態勢の確立等、あるいは書類の整備等に何箇月といふやうな段階があつて、一年三箇月という日割りがここに生じたものと思ひますが、その辺の消息の詳細の月割り等がございまして、御提示を願ひたい。ただ参議院では漫然とまあ／＼一年三箇月延ばしておけば何とかなるだらうといふ程度の御提案であつて、その程度の御審議であつたかどうか。衆議院ではそう輕々には扱えませぬから、一応これもお伺ひいたします。

○有馬参議院議員 この年限につきましては、御承知のやうに各党それぞれ違つた意見を持つておつたのであります。社会党の右派の方では六箇月といふやうな線が出されております。それ

○有馬参議院議員 この一年三箇月の

間をどういうぐあいに区画をして、その間にどうするということの確かなことは各会の意見が一致したものではありません。ただ社会党の左派の方の御意見としては、三箇月の間にこういうような準備をしたというようないことは申出があつたようでありますが、それは全会一致というところまで行つておりません。私もこの一年三箇月をどういうぐあいに使わなければならぬかということに非常に苦慮をしておるのではありません。何分にもいろいろの準備に相当の間をとるのではなからうかと私は思うのであります。實際のところ過去三箇年の間に政府が新医療費体系をつくるのに相当の時間を要しておる。そういうようなことから考えましても、提出された新医療費体系をこれからの間に新しく検討するのにも相当の時間がかかるのではなからうか。そうしてこの一年三箇月をできるだけ有利に使用いたしまして、三十一年の四月一日からぜひとも実施に移したい、かように考えておる次第であります。

○松永(佛)委員 一年三箇月の延期に

ついては、大体それくらいあれば実施ができるだろうというおおよそのお見通しの上で延期をされたものと解釈をいたしますが、政府が今回提示された新医療費体系というものが不備であることは、私たちも認めます。そこに矛盾があり齟齬があり、いろいろな点があることは認めますが、ただおおよそ人間が人間から集めた資料と統計によつて、そうして机の上で、紙の上で、ペーパー・プラン、デスク・プランとしてつくり上げたもので、そう完

璧を期するということは、おおよそ神のつくつたものの以外はあり得ない。そこで一年三箇月の日数の間に、医師と薬剤師間の意思の疏通をはかり、国民に医薬分業の必要なることを普及徹底するということは、それは十分でござい

ます。ところが、私は医療局なり事務局なりに、今から百億円の予算と千人の人を与えて、新医療費体系の完壁を期せよと言つてみたところで、おおよそ人知のきわむるところは限度がありまから、大体今の程度のものしか出て来ない。枝葉末節において幾分か訂正されたものは出て来ても、これ以上のもは出て来ない。それが出て来なかつたら、実施は困難であつて、一年三箇月後にはまた延期のやむなきに至るだろうということに前提としてのこの延期であれば、この延期法案は実に許しがたいものである。ただ、そうではない、まあ、と、というところでおちついて行こうというならば、また考える余地もあるわけですが、その点は一年三箇月あれば、政府の新医療費体系は完全なものができる、と提案者の方ではお考えになつていらつしやるかどうか、これまた一応伺つておきます。

○有馬参議院議員 ただいま松永氏が

からお話もありましたように、人知のいたるところこれははなはだ不完全でありますからして、私も決して完壁を期しておるというわけではございませうけれども、ともかくもう少しはつきりした、これを実施に移して少しもさしつかえがないというところくらいなものを得たいと考えております。政府から提出された新医療費体系、またその後料金表も提出されたのであります。が、これらもまことに時期が遅れて、

私も十分の検討をすることができなかった。でありますから、この一年三箇月の間にそういうことをもつとよく検討し、そうして実施に移すにさしつかえがないと認めて初めて実施したい、かような考え方でおるわけであり

ます。

○松永(佛)委員 新医療費体系が完壁でないということは、当衆議院の委員会におきましても、先月は一日から十五日まで、今月に入りましてからもしばしば審査をし、エキスパートである当委員会の柳田委員、岡委員、滝井委員、福田委員等から完壁なきまでに縦横十文字に解剖された質問によつて、私も教えられ、かつ、与えられるところが多かつたのでございしますが、その点はそうであるとしても、この一年三箇月間において、今参議院の提案者がおつしやる程度にも近いような新医療費体系というものが、さらに検討しさらに修正したものでできるといってお見通しがあるのかないのか、政府当局に一応お伺いを申し上げたい。

○曾田説明員 私どももこまかい点に

つきましてはさらにいろいろ検討の余地はあると思ひますが、基本的な面におきましてはいろいろ問題のあることは承知の上で一応あの結論を出したものでございします。各方面からの御意見によりましてさらに検討いたすといいたしましても、基本的な線において大きな動きはないものと考えます。

○松永(佛)委員 一年三箇月の余裕を与えてみても、政府当局では幾分か修正ができて基本的には大きな相違のあるものではないかと思ふという御答弁でございしますが、そうなりますと、この一年三箇月はきょうまでの三箇年

と同じように、ただ荏苒として日を送るということにすぎなくて、延期のための延期に終ることになりはしないかという懸念がここに生じて来るわけでありま。私は、国会において一つの法律が制定される、ところがこの法律が次の国会議員の意向によつて自由に改廃されるということならば、立法に熱意を持つ者も、法の審議に熱意を持つ者も、熱意が失われて行くにあらざるや、ということ案するものでありま

す。さらに一つの法律が制定されて、この法律に従つて一つのものを準備する――あらゆる業態に政府はこういう失敗を繰返してゐる、たとえば低溫消毒でなければならぬといつて、何百万の資本金をかけて牛乳の低溫消毒をやらかけると、今度はまた高温でも使わしたらどうというような説が出て来る。あらゆる場面においてこういう点が非常に多いのであります。おふろ屋さんが、石炭が足りないから電気がまを設備しろといわれて電気がまの設備を完了した時分には、今度は電気が足りないからまた石炭を使ふと政府は言ひ出す。これでは国民は朝令暮改に悩まされる。この法律が出ていふまた法律がかかるかも知れない、まあずるくした方が得だろうということになる、と、遵法の精神というものは根幹から破壊され、これが法治国家の国民として民主主義の破壊になるということ、私どもはこのときに直面した国会議員として大いに考えなければならぬのである。私も現下の事情において延期やむなしということには異議はないのですが、この点を明らかにしておかなければならない。提案者は、法の權威をみずから傷つけ、自分たちがつく

つた法律を自分たちが自由に延ばしたということは軽々にやるべきではない、ということを承知でやるのでありますから、これはやむを得ない事情がそこに生じて来たものという考えのもとにおやりになると存じまして、私もこれに考えをいたしておるのであります。政府当局としては、この法律が延期された結果、今後法律を施行して行く行政府として支障ありやなしやということについて、さしあたり事務局のごときは、こういう法律が一月一日から実施されるから準備をしなければならぬと全国の開局に命令して、中には数千万円の金を投じて調剤室の整備を借金で背負つてやつた薬局もある。一軒少くとも二、三千万円平均として何千軒かの薬局があると、この金額は数十億円という巨額に達するのであります。ところが、一片の法律によつて数十億円の準備をしたり、また一片の法律の改廃によつてこれがむなしくなつたというふうなことは、今後国民の遵法の精神は失われると私は案ずるのであります。今度の法律が延期されて、今後全国の薬局を取締り、薬事法を厳守して行く上において何らの支障も認めないだけの御自信がありますかどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○高田説明員 行政当局といたしまし

ては、法律に従つて行政を運用して行くことはもちろんのことであります。従いまして本日まで、二十六年の法律が明年一月一日から実施されるものとして、あらゆる準備を進めて参つたわけでございます。しかしながら、ただいま御提案のような法律案が法律としてかりに成立いたしますならば、この

法律に従つて将来の準備をいたして行くのみでございます。その際に、十分に業務行政上さしつかえないだけの自信があるか、こういうただいまの御質問でございますが、私は、一年三箇月の先においてまた延期されるだろうという危惧の念がかりに業務側にあるといたしますれば、業務行政上若干の心配をいたしておるものでございます。率直に申し上げまして、さような心配をいたしておるものでございます。しかしながら、法律が一旦一年三箇月延期してそれから実施するのだということにきまりますれば、私も行政政府の常識といたしまして、必ず実施されるものというふうに私は心得ます。従いまして、さような危惧の念を持つて若干の支障を来すようなことがかりに業務側にあるといたしますれば、私もこの点を厳に監督をいたしまして、将来の、この一年三箇月の間にける業務行政の万全を期したい、かように心得ておるものでございます。

○松永(佛)委員 ただいまの業務局長の御答弁で一応私の一つの危惧は薄らいだように存じますが、ただ、私どもが昭和二十六年六月四日に、本法制定に至るまでの間には、衆参両院におきまして、少くとも今日論議されておるような問題は、相当繰返し登き返し十分に検討され、あるいは小委員会をつくつて忌憚なき意見の交換をし、あるいは医師、薬剤師両者の意見を聴取し、参考人と呼び、当時におきましては、医師会の方々もぜひともこれで通していただきたいという御希望であり、薬剤師会の方々もこれで十分ですから通していただきたいということ、三位一体となつて三師会が推進を

されて、私もこれを通過させ、本法の制定を見るに至つたのであります。たゞ／＼いろ／＼な点で一月一日施行が困難なる状態におかれたということによつて、さらにこれが一年三箇月延長されるということになるのであります。今、提案者の説明理由によると、一年三箇月後に完璧の医療体系はできないと考える。しかし、一年三箇月後において、現状と大差がない場合においては断固これを施行するという信念のもとにこれをおつくりになつたのか、まあ延ばしておいて、そのときはそのときのことだという軽いお考えであつたのかどうか、これは全国一般の關係する人々の意思を決定せしめる上における重大なる本法案の内容の持つ要素でありますから、さらに念を押してお尋ねをいたしておきます。

○有馬参議院議員 重ねての御質問でありまして、先ほども私は申し上げたのであります。この一年三箇月の間に政府当局を鞭撻し、また各界において十分慎重に研究すべきものは研究する、また国民一般に対しても十分受入態勢ができるようにならぬ、そういうの他に努めなければならぬ、そういうような準備を整うようにこれから努力をいたしまして、一年三箇月の後にこれを実施に移したいと考えておる次第であります。決して漫然とそういうことを考えてはおけません。このことだけ申し上げておきます。

と立法府の方も信念を持ち、また医師会の方々も、一年三箇月の間に医師会として立ち行く道、考えている道が行えるならばそれで行えるだろうという考えのもとにこれを承服され、薬剤師会の方も、一年三箇月あれば十分さらによりよき分離ができるというふうな考えられ、そういう国民の輿論というものも十分参酌されて、本法を御制定になつたのだらうと思ひます。私は今の業務局長のお話のように、一年三箇月の余裕があつても大体基本的にはかわりのない線しか出ないだろうという想定のもとに、幾分かよくなるという程度のもので、実施のやむなきに至ると存じますが、立法府の權威として、これ以上延期するということは万あり得べからざることであるということを確認をして、本委員会において本問題に対する審議をしたい、こういうつもりであります。一応これで質問を打ち切つておきます。

○小島委員長 有田二郎君。○有田(二)委員 提案者の有馬博士にお尋ね申し上げます。原案は、昭和二十六年六月に通りました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案が参議院先議で昭和二十六年に御決定になりました。当時、参議院の谷口弥三郎議員と石原議員とが衆議院の本委員会にお越しになりまして、改正の提案理由を御説明になり、そうしていろ／＼本案の通過を衆議院の厚生委員会に御要請なさつたのであります。しかもそのときに政府原案は、たしか本年の七月一月からということになつておつたのを、半年延期をいたしまして、昭和三十年一月一日になつたことも御記憶であらうと思うのであります。

す。更に三年有半その間時間がたちまして、そうしてその当時各派とも医療分業の医師、薬剤師の七十年の争いにこれで終止符を打ちたいというふうな話合いから、薬剤師側にも譲歩していただき、医師側にも譲歩していただいて、この原案ができたものであります。が、この点について提案者としての有馬博士の御所見を伺いたいと思ひます。

○有馬参議院議員 御趣旨がどうもはつきりしなかつたのですが、前の提案のことをお話になつたようですが、ただいま出しておるこの原案の説明ですか。

○有田(二)委員 いやそうではなくて、参議院で先議されて、法案が衆議院にまわつて来ました昭和二十六年のときに、政府原案をさらに半年参議院でお延ばしになつたのです。そうして三年半ということにして、今日また一年三箇月というものを参議院で延期なさるようになつたのであります。しかもその当時七十年の医師、薬剤師の争いに終止符を打つという意味合いにおいて、衆議院においても参議院においても、各派非常に協力一致して、そうしてこの原案が当時できたものであります。が、それをまた一年三箇月今日お延ばしになることについて、遺憾であるかどうか、その点を承りたいと思ひます。

○有馬参議院議員 三年前の延期したときの事情をたゞいまお話すること、私の記憶がぼんやりしておりますから、記録を見ないとはいつきり申し上げられません。もし間違ひを申し上げるとはなはだ困つたことになりますが、おそらくそれは推測であります。が、準備が整わないからというやうなことではなかつたかと思ふのであります。今回の延期が一年三箇月になつたということは、これは漫然としたことではない。御承知のように、政府が三年の間に準備をいたしまして、また九月の終りに政府から提出されました新医療体系というものを、われ／＼も検討をいたしたのであります。またその後にも政府からその新医療費体系による新料金表というものを、私も検討をして来たのであります。その点におきまして、三年前の状態と今日とは大なる相違があるかと私は思ふのであります。惜しいかな時日が十分になかつたというところ、政府の準備状態がどうもわれ／＼の一般に承認するところとならなかつたということが、今回の延期の原因になつておるかと思ふのであります。

○有田(二)委員 今有馬博士は松永委員の質問に對しまして、新医療費体系はもう少しはつきりしたものであればというお話ですが、もう少しはつきりとはいかなることをおさしになつておられるか、お答え願ひたいと思ひます。

れが原案であつたのです。それを参議院におきまして数箇月間慎重審議をされた。当時医学博士の称号をお持ちに

なる有馬先生なり、谷口先生、あるいは中山先生等の斯界のエキスパートがお集まりになつていろ／＼研鑽をされました結果、昭和二十八年一月一日ではとうてい実施に間に合わない、準備がでないから、これを二箇年延長して、昭和三十年の一月一日から実施をすることに参議院の方では改めたといふお話しがございました。当時参議院の厚生委員長としての山下義信氏、衆議院の厚生委員長をたま／＼承つておりました不肖松永御骨、いずれも真宗の寺の住職で、そこはまるく治めよう、二年あつたら行けるのか、医者さんたちは二年あつたら大丈夫だと言つておるから、まあこれのんでくれというお話し

日実施を昭和三十年一月一日実施と
いうことで、衆議院の厚生委員会はこれ
をのんで、そうしてこの修正案に同意
をして本法の成立を見たわけでありま
す。それが今日に至つてさらに一年三
箇月延びる。もちろん私も今言わ
れた新医療費体系の中に、医者にとつ
て非常に不利な点、また薬剤師にとつ
てもばかげた不利な点もある。お医者
さんから処方箋料をとる、あるいは夜
間診療の追加点数が削除されておる。

これらは、かつて滞升委員でありましたか、柳田委員から、労働基準法を無視するのとかという御追究があつて、きわめてもつともであると私どもも共感をいたしましたわけですが、そういうつた矛盾は、一つのを捩ねりをしたという基本的なところから出発しておるのでございましょうが、同じよう

ふうと考えておるのであります。私どもがこの検討に用いました確たる資料は二十七年の資料でございます。その限りにおいては、その影響というものはすでに御報告申し上げた通りでありまして、きわめて僅少なものであります。それをさらに社会保険においてこれを具体的な点数としたします場合に、その僅少な差をさらに小さくするように努力をいたす方針でおるわけでありす。

い変動があるとは考えられないということも申し上げた次第であります。さらにいような資料がございますれば、私どもはその検討を続けたいとは考えておりますけれども、私どもとしては今日得られる限りの資料としては一応の目途をつけ得るのではないかと。またそのほかこれが変化がある、大きい影響がある証拠というものを私どもは見つけ得ないでおるような状況でございます。

ていできないのだ、こういうふうにご承りましたが、そうであるのかどうか、これはこの新医療費体系に対してはいろいろ角度から見方があるのではありません。ところがこれをオールマイティだということですから、そのままやられるということになれば、いつまでもたつても物はまとまらぬのじやないかと考える。この二点を簡単によろしくいと思ひます。

にかつたのでありますが、これまた全国医師会の協力がなかつたのであります。それで今日有馬博士は先刻参議院において本延期法案が通過するに際しまして、政府はもろろのこと、医師会、薬剤師会にも十分協力さして、一年三箇月後にはこれが実現されるような考えで原案を通したのだという御趣旨であります。これに対して薬剤師会なり政府が協力することはもちろんであります。有馬博士はお医者さんであります。有馬博士の方がこういう療費体系に協力しないというように病院の調査にも協力しないというように

側とも御折衝があつたことと思ひます。政府と協力してよりよい新医療費体系をおつくりになるようなお気持があるかどうか、これを承りたいと思ひます。

なお、さような方針で立てたものでありますけれども、いろいろ委員会御追究がございまして、その後時期のずれ等もあるのであるが、これに對してはどういうふうに考えるかというように御質問もあつたと思ふのであります。私どもとしては遺憾ながらこれを確定的に決定する資料を持ち合せておりません。ただ保険等の関係の若干の資料等から検討いたしますと、私どもとしてはこれをたゞいまさらに変更する必要を認めなかつたということをおし上げたのであります。しかしながらさらに具体的に、御承知のように新法の例等がございまして、かような方法をやつてみたかどうかという御指示に基いた調査の結果もお示しいたしたのであります。しかしあれに付しましては、私どもとしてはあれだけの資料にそれほど大きな信頼を置くわけには行かない。全国的な見地あるいは全医療費というふうなものについて考えます場合には、あれだけではこの結論を出すわけには行かない。またその後他の見地から同じ目的で検討いたしました資料は、こちらでしたか参議院の厚生委員会がございましたか、そちらにもお示しいたしましたが、大

いおつけ加えて、申し上げてはあります。恐縮かもしれませんが、私どもの資料の問題でございますが、二十七年の資料はいわゆる厳密な統計的な意味においていろいろ欠陥があることは私どもも認めておりますけれども、あの種の調査といたしましては、いはゆる種の資料といたしましては、なか／＼十分なものが得られないのであります。非常に手数も時間もかかつたのであります。今後あの種類の調査をいたすというようなことは一年三箇月という期間においては、私どもとしては正直に申し上げまして十分できるということは申し上げかねるというところをつけ加えさせていただきます。

先ほど申し上げましたようないろいろ補正をいたしておる点もあるのでございまして、これでもつて完璧とは申しておりません。従ひましてたゞいま持つております資料といたしましては、私たちがいたしましては事務的にこれですしかえなないのじやないかというふうにご承っておりますけれども、一年三箇月延期されましたならば、それに應じまして、議院において行われまして、持得ますだけの資料を持つて十分検討したいと思ひます。

に、これは政府の御意向に從ひまして、一年三箇月延期されたいと思ひます。有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

側とも御折衝があつたことと思ひます。政府と協力してよりよい新医療費体系をおつくりになるようなお気持があるかどうか、これを承りたいと思ひます。

○有田(二)委員 有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

○有田(二)委員 有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

○有田(二)委員 有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

○有田(二)委員 有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

○有田(二)委員 有馬博士にお伺ひしたいのですが、今の厚生省のお話を承つてみますと、一年三箇月たつてもほじくり返せばなか／＼完全なものができないうような御所見のように承るのです。大体本原案が昭和二十六年通過後厚生省は調査をつつて新体系にかつたのであります。これに對して全国医師会の御協力がなかつたのであります。さらに二十七年から二十八年にかけて、厚生省が病院の調査

いとも一点単価は不合理であるから医師の税金については非常に努力をし、また金融の面についても中小企業金融公庫なり国民金融公庫なりあるいは商工中金なり、それ／＼の面でわれ／＼は医師会に全面的な応援をして参つて来ておるのであります。従いまして医師会の諸君もそうがままなことをおつしやらないで、厚生省によく御協力願つて、少くとも参議院の御意図である一年三箇月後にはこれが実行に移らなければならぬと考えるのであります。が、もしも医師会が今まで通り今後とも協力しないということになりますと、一年三箇月たちました段階においても今日と大差ない結果を生むのじやないか。そのときにおいても医師会が協力しないというので一年三箇月後にそれが実現に努力なさらない、そのときにはこれだけ努力したけれども医師会が協力しない、万やむを得ず厚生省の案は万全ではないけれども、厚生省の案によらざるを得ない、こういうような判断をわれ／＼が下さざるを得ないような事態が来るかもしれない。が、医師会が今まで通りに厚生省と協力しない、新医療費体系に対して二言目に保険医を返上するとかいうような脅迫的な言葉でこれを一蹴してしまふということではなくして、医師の重大なる使命をお考え願つて、もしも将来そういうような御協力がなかつた場合に、今日の新医療費体系と大差ない結果が来ても、それでも一年三箇月後にはこれを実施するのには有馬博士としてはどういふお考えをお持ちになるか、御所見を今のうちに承つておきたいのであります。

○有馬参議院議員 私はそういうくあ

いは考えておりません。必ず医師会も協力をし、われ／＼の希望するようになり完全なことが出来るだろうと私は考えております。どうぞ有田委員におかれましてはひとつ十分医師会を頼られ、また政府を頼られまして、われ／＼の希望に近いようなものをつくるように御努力を私からもお願いをいたしておきます。

○有田(二)委員 有馬博士の言葉を聞いて私は非常に安堵をいたしましたのであります。しかしながら私の申し上げておるのは万に一つであります。九千九百九十九までは有馬博士のおつしやる通りの結果になると私は確信いたすものであります。万に一つ医師会が今日と同じように協力しないという場合においての有馬博士の御所見を承りたいと思ひます。

○有馬参議院議員 万に一つのときができましたかどうか、今から推測いたしかねますから、どうぞその点は私ども先ほど申し上げましたことを御信用くださるようお願いいたします。

○有田(二)委員 有馬博士に万に一つもない、かようにお考えになつておられますが、私も賛成であります。そうあるべきが妥当だと私は思うのであります。本法の原案は国民の利益のためにつくられたものであります。しかしながらその原案につきましても、やはりお医者さんの立場としても少しこうありたいというふうなお考えもおありになると私は思うのであります。そういったことは本委員会でも十分承りまして、衆参両院一致いたしまして医師の御希望も聞きまして、そうして御期待に沿うようにわれ／＼も努力いたすことにやぶさかでありません。しかし

ながらも医師、薬剤師の七十年の争ひはこの辺で終止符を打つてもらわれないと、昔から代議士、参議院議員はみな困つておる。これには医師の議員であられる有馬博士もひとつ御協力願つて、私は薬剤師でありません、文学士でありますけれども、薬剤師の諸君には多謝願ひしていただくように私はできるだけ努力したい。しかし医師の代表の方もやはり医師会側にできるだけの話し合いをしていただいて、政治は妥協であります、妥協の点で円満にひとつ終止符を打つていただいで、医療分業で毎国会々々々荒れないようにしたい。ただきたいと私は思うのであります。

○有馬参議院議員 まことに御同感の至りであります。私も決してこういうことが毎国会、あるいは医療分業について厚生委員会と相争うというふうなことがあつてはならぬと考へておる一人であります。一日も早くこういうことも解決いたしまして、国民の医療の向上また福祉の改善に進まなければならぬと考へております。

○有田(二)委員 参議院の社会党両派が厚生委員会でお述べになつた中に、一年三箇月の六箇月は新医療費体系の整備、あと三箇月は医療分業のテスト・ケースたとへば大都市においてまず試験的にやつてみたかどうかというふうな意味合いの御意見があつたやに私は承つておるものであります。これは一年三箇月を最も有効に使う参議院の御意思に沿つた一つの方向ではないかと思ふ。もしもこれが衆議院を通り、この参議院の議員立法が法制化されました場合に、この一年三箇月の使い方に

いて医務局長の御所見と事務局長の御所見と保険局長の御所見を承りたいと思ひます。この一年三箇月をどうすれば一番いいか。

○久下説明員 この昭和二十六年の法律の実施が延期されるということにもし御決定に相なりますれば、私どももその一年三箇月を最も有効に利用するといふことを考へていかねばならぬと思つておるのであります。ただいまのお話も一つの案として考へられます。また順序をいたしまして私どもはそれがおおむね正しい順序ではないか、また便宜な順序ではないかというふうに考へておりますが、それを何箇月と切るかというふうなことにつきましては、さらに私ども事務的に十分検討させていただきますかと思つております。

○有田(二)委員 もう一点医務局長にお尋ねしたいのですが、どうか医師会も厚生省も腹を割つてお話願へるかどうか。そうしてもしもお話願つた結果、どうも医師会側が積極的でない場合には、有馬博士とか中山博士とか谷口博士とか、また本委員会にも多士齊、博士はずいぶんおられるわけですから、やはりこういう方々の御協力を得てやらなければ、所期の目的は一年三箇月ではとうていむずかしいのじやないか。これについてひとつ厚生省当局としての御決意を承りたいと思ひます。

○久下説明員 これもしも時間を与えられればならば、この時間の間に私どもとしてはいろいろ御相談すべき点、あるいは御意見を拝聴すべき点、またこの委員会及び参議院の委員会において拝聴いたしました御意見というふうなものを十分尊重し、できるだけ完璧を期したいというふうな考へております。

○有田(二)委員 大体私まだほかに質問しようと思へば幾らでもあるのですが、有馬博士の御意見を聞くと、私は非常にけつこうだと思ふのであります。いろいろ／＼お話になつていた御意見に私も賛成であります。しかしこの問題は党派を超えた問題であります。政党政派を超えた問題であります。この本委員会において一応傍聴者並びに速記をのけて、委員だけで、本委員会が超党派的に参議院から回付になりましたこの法案に対して、お互いの委員同志の忌憚ない意見を述べ合つて、協調して行く必要があると思ひます。杉山さんからも御質問があるやうでありますので、その後に私は動議を提出したいと思ひますから、杉山さんに質問を譲ることにいたします。

○杉山委員 私のお尋ねいたしたいと思つておりましたことが、同僚松永委員の質問で大体尽きておりますので、私は繰り返して申し上げまいと存じますが、私どもも、医療分業の前提条件になります新医療費体系というものは非常にずさんであり、不備であつた、こういうことからいたしまして、これをどうせ一月一日からやることはむずかしい延期をせなければならぬ、こういうことについては考へておりまして、お聞き及びのうちに、私どもが以前に第十九国会で新医療費体系を出せと言つて三箇月間にあつた医療費体系を出して参りましたから、約六箇月間の余裕を持つならば、正しい、また改善されたものが出て来るだろう。こういうふうな意味合いで六箇月延期を考

えておつたのであります。ところが参議院の方で今提案になりましたように、一年三箇月、こういうように御決定になりましたそのわけは、先ほどお話しもございましたけれども、これは各派が妥協してそういうように一年三箇月というところにきまつたのか、それとも今有田委員のお話になりましたように、医療体系のためにこれ、あるいは実施のテストのためにこれ、あるいは実証的な科学的な根拠のもとに、一年三箇月というものが出て来たのか、こういう点について一応伺いたいと思つたのであります。その伺います理由は、さきに松永委員へのお答えの中に、一年三箇月たつてもやれるかやれないかわからないという一つのお答えがあつた。あとではぜひやつてみたい、ぜひやりたい、こういうようなお答えでその間非常に不明瞭な点がございしますが、おそらく一年三箇月に御決定になつた根拠というものは、はつきりしたものでないか、ただ妥協の点にあつたのではないか、こういう点を思ひますので、一年三箇月の決定の根拠というものが一体どこにあつたのか、この点がわかりますと、さき有田委員の言われた点もつと明瞭になつて来るかと存じますので、その点をもう一応はつきり伺わしていただきたいと思います。

それからおそろく今日いふ問題になつております点は、松永委員もお話になりましたように、一年三箇月延ばしてはたして実施できるのかどうか、こういう問題にかかつて来ておると思うのであります。さきに医務局長の言葉で、一年三箇月たちまして、前のようないわゆる新医療費体系

のような調査もできない、従つて完璧なものではない、おそらく不完全なものしかできない、こういうことであるかと存じますので、そこで一年三箇月たつた後に政府から出しましたいろいろな調査、そういうような資料とちろんこれは望んで得られないと思ひますけれども、やや進歩したという点を認めたならばおやりになるという御意思なのか、あるいはそれでもまだ不完全だつたら相かわらずやらない、こういう意思なのか、つまり一年三箇月という問題に非常にかかつておる点、心配している点、これは多くの医師、薬剤師の方にかかつて問題だと思ひますので、これははつきりした見通しはあるいは困難かも知れませんけれども、しかし提案する以上は、それくらいの信念を持つて私はお答えをいたしたいと思つたのであります。

もう私は多く求めませんが、今申しした二つの点について明瞭にひとつお答えをいただきたいと思つたのであります。○有馬参議院議員 御心配もつともであると存じます。またその点につきましては、先ほど松永委員からも十分念を押されて申し上げたつもりでありまして、重ねて申し上げるのであります。一年三箇月というところにきまりましたのは、各派の意見がまち／＼であつたのをお互いに協調をとりまして、一年三箇月というところにおちついたのであります。それは一年三箇月の間に十分準備を整えまして、一年三箇月たつたら実施に移したいという意思はもちろんのことであります。そういうことを願ふしないで私どもは考へておるようなわけではないのであり

まして、十分願ひいたしておるのであります。しかし一年三箇月たつたら必ずつづかなものができるかというところをお確かめになりました。それは政府の準備の都合もありましようし、またわれ／＼も政府並びに医師会を奨励いたしましてその準備を整えるようにしなければそれは完璧を期したい、あるいは実施に移したいかもしれませんから、その点ははなはだ時間が足りないかと存じますけれども、われ／＼は最善の努力をするつもりでございしますから、どうぞさように御承知おきを願ひたいと思ひます。

○杉山委員 今のお話では、やはり新医療費体系というものがもつとよりつづかなものになつておらなければ実施しない、実施したい意思は持つておるけれども実施しない、こういうような御意思のうちに何つたのであります。一方医務局長は一年三箇月ではそういうようなものはできないと明瞭に申されておるので、この間に食違ひがあるように感じるのであります。医務局長の言葉の通りならば、今日と同じことだから、やはりもうやれぬという考へを持つておるかどうか、その点についてもう一応ひとつはつきり伺ひたいと思つたのであります。

○有馬参議院議員 私は新医療費体系をもつと完璧なものにしたいと確信しております。政府当局はどういふふうにお答えなんでしょうか、私はまだ医師会側と、あるいはその他の審査会もありましようし、協議会もありましようし、いろいろの人と、たとえば政府当局が交渉をして、そうしてもつといふものををつくるという努力をしたということをお私に聞いておりませんし、また

認めておりません。この点は、政府当局もここにおられるのであります。一年三箇月の間にもつとわれ／＼の希望に沿うように、お互いに努力をしてみなければならぬ、努力をしないで完璧なものがないといふことは私は言ひ得ないと思つたのであります。これは十分努力して完璧なものにするようにお互いにやつてみなければならぬと私は思つたのであります。さようひとつ御承知願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 今の有馬博士のお答えでは非常に心細いのです。というのは、これはこの前昭和二十六年のとき、参議院側からの御要請によつて政府原案を六箇月延ばした。さらにまた今年度一年三箇月延ばす。さらに一年三箇月後にまた延ばす。われ／＼は参議院の先議法案でありますし、参議院の御趣旨に對してはできるだけ御協力申し上げることにやぶさかではないのであります。国会としては、決定となつて国会の決定となる。国会が御政審案、そう何回も／＼延期するといふことは、日本国会の権威に關すると思つた。参議院が一年三箇月と御決定になるまでは別であります。御決定になつた以上は参議院全員の御意思であるといふ／＼は解釈しております。従ひましてもうこれ以上延期することは国会としても重大に考へなければならぬ問題だと思ひます。もちろんその間において医師側の御希望も十分承り、御協力も賜つてよりよいものにするのは当然でありますけれども、参議院が一年三箇月後にまた延ばす、延期立法を出して来るということになると、衆議院としてはよほど考へなければならぬと私は思つたのであります。有馬博士が先刻私にお答えになつた言

葉の中には、非常に安堵する点があつたのであります。今杉山委員の質問に對してのお答えではまことに私は心細い感じがするのであります。国会の権威といふものもよくお考へ願ひまして、参議院で一年三箇月延期と御決定になりました以上、すでに、参議院において再度延期をなしておられるのであるが、三たびこれを延期することのないうちに、われ／＼も協力いたします。また政府も当然協力しなければならぬ。医師会も薬剤師会もともに協力しなければならぬことはもちろんであります。われ／＼また国民の啓蒙運動を起してこれに協力を申し上げることはもちろんでありますけれども、参議院の権威にかけて将来三たびこの延期のないように最善の御努力をお願いしたい、かように思つたのであります。私は最善の御努力を願へるというふうな意味合いに解釈をいたしておつたのであります。もう一べん重ねて御決意を伺ひたいと思ひます。

○有馬参議院議員 重ねて申し上げますけれども、私が今杉山委員にお答えしたことが有田委員に先ほどお答えしたことを反して思ひます。同じことを繰り返して申し上げたのであります。われ／＼は努力をして、そうして政府を鞭撻して、また医師会を鞭撻いたしまして、今日提出されているようなものでなく、もつとよいもので、われ／＼が信頼できて、それでもつて初めて実行できるようなものをつくりたいといふことを申し上げておるのであります。これは先ほどから申し上げたことと何もかわらぬと私は思ひます。もちろん院議でもつてきめたことでありますからして、私どもそれ

をまた延期するとうようなことを予想してこういうことをしているのな

いことを申し上げておきます。

○有田(二)委員 それでは参議院側の御意思もよくわかつたのであります

が、先刻申しましたように、延期法につ

きましては、またこの原案につきま

しても各党一致して賛成したものであ

ります。参議院として一年三箇月延

期と御決定になりましたことについ

て、また新医療費体系その他の点につ

いて医師側の立場もわからないのでは

ないであります。従いまして、われ

われとしてはこれは党派を超越して真

剣に考え、医師会、薬剤師会両方の七

十年の争いにわれ／＼の手によつて終

止符を打たなければだれの手によつて

も打つことができない問題だと考えま

すので、傍聴者、速記全部を除いて、

委員だけで党派を超越してこの問題の

対策について協議いたすべきだと思

うのであります。それで暫時休憩あらん

ことの動議を提出いたします。

○小島委員長 ただいまの有田委員の

動議は、本案の取扱ひについて各党委

員懇談打合せをしたいということであ

りますが、しばらく休憩することの動

議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようでご

ざいますから、この際暫時休憩をいた

します。

午後零時三十分休憩

午後零時三十分休憩

午後零時三十分休憩

府の精神、あるいは立法府の權威、そ

して国民の遵法精神の整頓、こういつ

た点並びに行政の円満なる遂行上、一

つの法律ができてこれが施行前に延期

される、後者の手によつて法律が自由

に改定されるというようなことがもし

当然なりという考えのもとに行われる

ならば、これは民主主義、議会政治の

破壊であつて、ゆゆしき大問題でござ

います。今この場合におきまして

は、情勢やむなきものがあるというこ

とで、この延期はまたやむを得ざるも

のありという当委員会の議論に到達し

たわけでありまして。私は、一年三箇月

後において三たび延期を見るようなこ

となく、この間の時間を往復として時

をかせぐというようにのみ過ぎされるこ

となく、医務局においては将来医師会

方面とも緊密な協力をせられて、より

よき医療体系をつくれ、また薬務局

におきましては、今日受入態勢ができ

てないじやないかという指摘を受ける

ような状態から、これが十分なる受入

れ態勢を整えられ、また国民大衆にな

ぜこれを行わなければならぬか、こ

れを行うことによつてどう利益が

国民の上にあるかというのを十分徹

底され、国民大衆も医師も薬剤師も政

府もすべてのものが医療向上のため

に、治療報酬のために一丸となつて有

終の美をかり得るために努力をする。

その期間としての一年三箇月であれば

また意義深きものがある、かように考

えます。

代表いたしましたして、ただいまの御提案

について賛意を表するものでございま

す。

本問題は昭和二十六年六月の制定に

かかる問題でありまして、今日までに

三年有半の歳月を積みましておるのであ

ります。その間政府におかれましては

は、新医療費体系の準備、また医薬関

係審議会を設けられ、努力を傾けられ

たのでございまして。しかしながら、私

をして率直に言うことをお許しくださ

いますならば、その努力は遅ればせの

努力でございまして、おむね時間を

空費されたことを指摘せざるを得ない

のでございまして。これはきわめて好意

的に解釈をいたしました空費と申し上げ

るのであります。もしも空費しない

とおっしゃるならば、まさに無能の暴

露であるといわなければならぬと考え

ておるのでございまして。私どもは先刻

提案者よりの延期を必要とするその理

由に共鳴するものでありまして、従つ

て一年三箇月の延期に對しましては全

幅の賛意を表するものでございまして。

な政府におかれましては、従来と違

つた熱意を傾けられて善処あらんこと

を希望いたして、あえて賛成討論とす

るところであります。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は、日本社会党

を代表いたしましたして、ただいま上程せ

られました医師法、歯科医師法及び薬

事法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案に對しまして賛成するも

のであります。

ただここで一言いたしておきたいこ

とは、この医薬分業の問題が昭和二十

六年に国会において決定せられまして

以来三年を積みするのであります。

その間に政府はこれに關係いたします

日本医師会及び日本薬剤師会に對しま

して、十分な協力態勢をつくるべきで

あつた、この点が私は最も遺憾な点で

あります。それをつくるべきであつた

のに、その三年の間ほとんどなすこと

がなかつた。国民の運命に大きな影響

を及ぼします医療制度の革命というよ

うなことをいたしますときに、日本医

師会、日本薬剤師会及び歯科医師会の

諸君の協力なくしては絶対にこれはで

きるものではないのであります。この

両者の争いの中にかゝつて政府が巻き

込まれた形でありまして、政府が率先

いたしまして調停をいたしまして、こ

の三者協力態勢のもとにこの分業の実

施をすべきであつたにかかわらず、政

府がこれをしなかつたということに對

しましては、私はこれは重大な政府の

に、次の実施に至りますまでに政府に十分御努力を願わなければならぬと思ふのでございます。

この争いの直接の原因になりましたものはただいま申し上げましたものだと思いますけれども、これだけ深刻な闘争になりましたのは、なお幾多の原因をはらんでいると思ふのであります。たとえば本委員会において指摘いたしました薬事法二十二条にあります医師の調剤権の剥奪、これは剥奪ではないという説もありまされども、確かにある場合におきましては剥奪であります。調剤能力がありまされども、わらず剥奪をするということが、これは不条理きわまることでありまして、こういうところに医師側が非常な捨身になって闘いました原因があると思ひます。これも次の実施までの間に

おきましてすみやかに当局がお考えにならなければならぬ点であると思ふのであります。われ／＼国会といたしましてもこれにつきましては十分考へなければならぬと思ひます。さらにまた、こういう大きな争いになりました間接の原因といつたしましては、あの点数集の問題、この問題の処置が十分になされておらぬ。これは医師にも薬剤師にも相当に大きく影響する問題でございますが、この問題につきましてもやはり十分考へなければならぬ。こういう原因を処置することなくいたしましては、この問題は解決しない。

さらに本委員会において指摘いたしましたように、医師、薬剤師の技術料につきましては、新医療費体系においてきわめてきびしい査定をいたしておりますけれども、薬品の生産原価ある

いはその販売価格等に至りますまでのその合理化が何れ考えられておらぬというところは非常に大きな問題でございまして。この点につきましても十分の御配慮がなされなければ、問題の解決にはならないということをこの際申添えしておきたいのであります。

いずれにいたしましてもこの重大な問題は、これは一挙に進もうとはしないで、やはり無理をしないで漸次前進して行くという態勢をとることがきわめて大事なのではないかと、思ふのであります。向う六箇月以内に新しい態勢をつくるというところを、参議院の方でわれ／＼の党の代表が要請して行くようでありまされども、私もすみやかに六箇月以内くらいにそれをする必要がある。その新しい態勢を当局でおつくりになるときに、もう一つここでひとつ十分お考えをいたさなければならぬことは、今度のこの新医療費体系をつくるにつきましては、ただいま申しましたような非常な医師会及び薬剤師会の争いがありまされども、当局といつたしましては、こまかい点まできわめて合理化しようとした努力が見られる。その御努力に對しましては私も深く敬意を表し、また少くとも数箇月にわたりましての厚生事務当局の必死の非常な努力に對しましては深い敬意と感謝を表する次第でありますけれども、しかしあまりに合理化をねらい過ぎて現実におきましては私は医師も薬剤師もおそらく新医療費体系をこのまま行われるのでは、薬品の原価主義というようなところに立ちます場合に、あの案では絶対にできないと思ひます。だから根本問題として、医師会薬剤師会の協力態勢をつ

くつていただいて、少くとも厚生省と三者一体となりまして協力態勢をつくつていただきたい。もつと大ざっぱにやはり一日一割幾ら、その原価は結局幾らである、それにプラス技術料、こういうきわめて簡単な方式をつくらなければ、今日でも社会保険あるいは医療扶助あるいは結核予防等々の問題でも事務的に医師は参つてしまつていて、大事な技術者が事務屋になつてしまつていて。これにさらにあの原価主義でやられてはたまつたものではな

い。こんなことは現実にできるものではない。あつた。あまりに合理的なものを追究なさるために、遂に私はこれが率直に申して机の上の計画になつたと思ふ。だからこういう点を十分当局におかれてもお考えをいただいて、もつと協力態勢をまずつくつて、その上に簡単な方式をつくらなければならぬ。あの厚生当局の数箇月にわたりまして御努力は決して無になつたのではありません。無になつたのでは決してないのであります。あの二十七年三月及び十月の調査を基礎としたものでは、御努力は決して無になつたのではない。あれが大きな参考になつて、おそろく基礎とまでは行かなくても参考になりまして、新しい体系がつくられることは当然だと思ひます。従いましてこの大きな数箇月にわたりまして不眠不休の御努力になつたその結果が、今日ここにまた一年三箇月延ばされるということと、ことに事務を直接なさりました当局の係官の諸君は非常な失望感を感じておられる。どうか当局におかれてはこの諸君の士気を鼓舞激励して、すみやかに六箇月くらいに間に態勢を整えて、そして一年三箇月後には

必ず実施できるような御準備を願ひたいと思ふのであります。以上この審議をめぐりましてわれわれに強く感ぜられた点を申し添へましてこの案に賛成し、そうして一年三箇月後の実施を深く期待する次第であります。

○小島委員長 岡良一君。○岡(良)委員 私は日本社会党の立場からただいま参議院から御送付になつた医療関係三法の改正については賛意を表するものであります。事実上の問題といつたしまして、厚生省当局では来年の一月一日からはやれると言ひ切つておられます。立場はわかりまされども、しかし準備の作業は決して十分整つてないようでありますから、これがただちに強制実施に突入するということになれば、これは現行の健康保険制度そのものにも非常な混乱を及ぼすことは当然であつて、これは実施できるものではない。実施をすれば非常に大きな不安が伴うといふことは当然のところでありま

た。またましかしながら参議院の御提案によれば、一年三箇月という多分の日時が与えられておられるのでありますから、この日時を厚生省としても十分慎重に周到に御活用を願ひたいのであります。私も私どもが委員会において新医療費体系についてはおよそ二十日間ばかりも審議を尽くしたことは、十分政府も御存じの通りであります。特に私どもはこの一箇年有余の間において新医療費体系を築き上げられるについての不可欠の二、三の希望を、この体系を成する資料として重要な参考供せられたと思ひ、重ねて希望いたしましたと思ふのであります。

審議の過程で十分御存じのように、国民総医療費のわくは越えないということが、この新しい医療費体系の一つの大きな前提条件に相なつておりましたが、しかしながらそのわくは昭和二十七年の千五百億というわくに押えられておられる。ところが医療費は昭和二十六年には千億、二十七年が約千六百億、二十八年には二千億、本年度は二千五百億を越えるであろうといふことは、政府当局の御言明でも明らかである。このように非常にけしきく激動して行くところの国民総医療費のそのひとこまだけを不用意に取上げ、その総額で医療費を押し上げなければならないという理由を私は見出すことに苦しむのであります。むしろ国民総医療費といふものの正しい設定を意圖されるならば、やはりわが国の国民所得と医療費との関連性とかあるいは諸国における国民の総所得とその国民総医療費との関連性という、そういう幾多の資料を十分に御精査せられて、わが国の国民総医療費は大体の基準がここにありべきだ、そういうものを求めようとする御努力がない。ただ二十七年の奔馬的に向上の一途をたどつておられるひとこまの千六百億を持つて来てこれに押えようといふ。これではとうてい将来に保障し得るような新医療費体系の原則も出て来なければ実際の数字も出て来ないのではなからうかといふ点を十分に御考へおきをお願いしたいと思ふのであります。あるいはまたこの医療費体系を拝見いたしました。その資料は幾度も私どもが指摘したように、昭和二十七年三月の医療費実施面調査、これが政府の方のただ一つの金

一

科玉条に相なつております。しかしこの実施面調査はただ昭和二十七年三月現在のあるがままの病院や診療所の収支の決算状態というものを示しているにすぎない。従つて将来医療技術費はいかに評価するかなどという新しい革命的な医療費体系を組み立てるための重要な参考手がかりにはなるけれども、ただちにこの数字を一つのわくの中て操作することから新しい創造された医療費体系を求めようということ、これはまた非常に不意な冒険だと私もは見ているのであります。そういう点特に現在の技術評価の実際の基礎となつてゐる一点単価にいたしましても、医師にしても薬剤師にしてもその技術料、手数料というものは非常に安い。一点単価は、これも政府の説明によれば、昭和二十五年の秋の当時の医師四人世帯の一箇月の生計費一万九千円程度、これが十一円八十三銭というあの現在の一点単価の基礎になつてゐる。しかしその後は米価も改訂され、給与ベースも改訂され等々、物価の変動はやはり非常に著しいものがあるのであります。これが何ら顧慮されておらない。顧慮されておらないということは、現に政府が御提出になつたあの新医療費体系の付属資料でも明らかなんです。もうすでに昭和二十七年三月現在においても、一点単価においては当時の物価事情においても、病院や診療所は一点について五十五銭ばかりの損をしてゐるという数字が出てゐる。こういうような点は全然はおかむりにしてしまつて、そうして与えられたわく内でただ右に左にと机の上で数字を動かそうというような、どうもそういう点に新医療費体系というものの迫力が

が乏しいということを感じたわけなんです。先ほどの御議論を聞いておきますと、国民総医療費をやさなというところは、ただちに国民の医療費負担をやさなことを意味するといふようなお考えがいわば根本にあつたように私は思う。しかし国民の総医療費を動かさないうということと国民の直接の医療費負担をやさなというところは、同じようであつて全然別なものであります。かりにたとへば社会保険の医療給付費をそのときの政府が大幅に国庫負担をするならば、国民の医療費負担というものは直接にふえないわけでありまして、そのときの政府の性格によつて、人為的にいふゆる可動なものとして動かさないうような考え方、あるいは国民の医療費をふやさなという考え方の裏には、何か国民が病氣になつて医者には、何か国民に支払ふ金というものは無用な消耗費的な印象を与えておられますが、そうではない。こんな底の浅い日本経済を抱えて経済の自立をやるためには、われわれが働ける健康というものが唯一のもつだ。これを病氣から守つて一日も早く働かせる立場に置かせるということとは、国の生産力を培養する当然の前提である。こういう考え方から、国民の医療費は動かさないう、国民の医療費そのものの概念において、われわれは政府の意図されるところには納得できない。こういうような形で取上げられた資料も手薄であり、その積立て方も不用意である。結局新医療費体系と銘打たれたけれども、出て来たものは決して新しい皮袋から出て来た新しい酒ではない。きわめて味の悪い古い酒が古

い皮袋から流れ出て来たといふようなかつこうになつてゐる。長谷川君も指摘されたように、この間の当事者の御努力にはわれわれは十分これに敬意を表し多とするものがあるけれども、しかしながら根本の立場あるいはまたその取扱ひの原則的な立場、こういう点においては、今後の新しい医療費体系を組み立てるときには、われわれ委員会のあるところを十分に参考にしていただきたいと思う。同時にまたこの一年三箇月の間に何とかわれわれの納得の行く新医療費体系といふものをせむともつくつてもらわなければならぬ。実際とこの國を見たつても、私は疑問にしてよく知りませんけれども、医薬分業という問題が薬剤師とお医者さんのいがみ合ひの根本になつて、七十年もこのことに努力を費して来ているといふことは固としてはずかしい次第ではないかと私は思う。こういうような点について私どもはつきり申し上げたいことは、もつともつと新医療費体系をつくるに、近代科学技術というものの評価、近代科学を尊重するという精神をやはり盛り込んでもらわなければ、無造作にデスクの上でただ機械的に操作されるということでは、なか／＼この問題の本質的な解決はできないのじやないかと思う。諸外国の医師、薬剤師等に対する社会的処遇の数字は煩を避けるために略しますけれども、日本の現在のようなものではない。こういう点は十分やはりごしんしやくをいただいて、そうして新医療費体系があくまでも近代科学技術を尊重する、日進月歩の近代技術の進歩に伴ひ得るものであるといふ科学、そういう含みと幅を持たしめ

るといふ思いやり、それがなくてはほんとうに医師や薬剤師を納得せしめるところの医療費体系といふものはできないといふことを十分ひとつ御考慮願ひたいと思う。そういう点で、私具體的に希望を申し上げたいことは、まずこの新医療費体系をつくられる場合には、一年三箇月全部使われてもいから、とにかくにも新医療費体系のつづばなものをつくつていただかなければ、医薬分業も何もできつこないという立場から、ぜひとも納得のできる新医療費体系をつくつていただく。そのためには、現在の政府の新医療費体系をつくられたところの資料なり、また方法なりについては、二、三根本的な私どもの批判を加えておいたのであります。とりあえずやはり外国の制度といふものを十分に調査して、何も外国の制度をそのまま日本に持つて来ていただきたいと申し上げるのではありませんが、やはり科学技術を尊重している先進國の事例といふものは、今新しく医療費体系を組立てようとするときの重要な参考になることはいなめないものでありますから、この点はぜひとも考慮していただきたい。次に私は私委員会でも申し上げたように、やはり適正な診療費を与えておる、内科、小児科の適正規模の診療所が適正な診療を与えておる、こういう経営の収支の実態といふものを厚生省はもつと積極的に把握する必要がある。できなかつたら特定なものを指定して、それができないというならば、そういうものをあなたの方で御経営になつてほしい、やはりそういうデータをつくりと集めていただくことも重要な

問題であります。當利的な病院、診療所の経営実態だけを見ないで、こういうものがいづれに利益するかは別として、適正な結論を出すためには、ぜひともそういう試みをお考え願ひたいと思う。それから現在の点数計算制とか一点単価といふものも十分再検討されなければならぬ。どちらかというと、現在新医療費体系といふものが現在の点数計算制の制度、あるいは一点単価といふものにこだわ過ぎて、これに不満足な点もでき、矛盾の点もでき、不合理な点もできるのだから、新医療費体系と銘打たれる以上は、はつきりと現在の点数計算制なり一点単価なりについても、やはり部内においては十分再検討を加えられて、そこで昔からのいわば陋習を捨てて、大きなヴァージン・ソイルの上で新医療費体系といふものを組み立てていただくようにお願いしたい。第四点には、このようにして生れて来る新医療費体系は、先般お示しのようにならぬにも複雑多岐のものであつては、第一これに携わる事務量にしてもたいへんなものになります。もつとすつきりと簡素なものにならないかというところを感じておるものであつて、この点も十分お考え願ひたいと思う。以上申し上げたような点を政府の方でも十分御考慮に相なつて、その上でさらにこの際できたらしひとつ新医療費体系のための機関でもつくつていただきたい。なるほどできてはおるようでありませうけれども、設備法でもつくつてもつと権威あるものをつくつて、そこには医者の意見も、薬剤師の意見も、保険者の意見も、被保険者の意見

も、もちろん政府の意見も聞いて、これは譲るべきは譲り、主張すべきは主張し、そこに一つの調和点を見出すという、権威ある姿で運営される民主的な機関をつくっていただく。何と申しましても新医療費体系は日本の革命的な問題でありますから、そこまで責任のとり得る権威ある機関をつくって十分に検討していただきたい。

以上のような希望を申し添えまして、私は一年三箇月の間において、今度のようにならうした不始末に終らないように政府は十分御戒心あつて、十分御活用願つて、そうしてわれわれの待望する新医療費体系を確立せられることを心から希望いたします、私の賛成の討論を終ります。

○小島委員長 山下春江君。

○山下(春)委員 私は新党同志会を代表いたしました、議題となつております医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に賛成を表明するものであります。今回参議院におかれましてこの一年三箇月の延期法案を御決定になりましたことは、非常に時宜を得たばかりいであると思ひます。非常に遺憾なことながら、医師と薬剤師との非常な摩擦相こく裡にもしこの法案が発足したとするとするならば、国民医療上非常に憂うべき事態が生ずると思ひますのでありますが、一年三箇月の延期を御決定されたことは私は時宜に即したとだと思ひます。しかしながら日本の医療が今日のまま放任し置かれていくという議論は成り立たないと思ひます。どうし

ても新医療費体系が打ち立てられなければならぬという事は申すまでもないことであります。それには、この

一年三箇月という限られた時間でございまして、今日までのようなことなく、医師会におかれまして十分この案の完璧を期するために最善を尽くして協力を賜りたいし、薬剤師の方におかれまして同様でございます。政府もまた医師会等と納得の行く一同僚岡委員は私も非常に参考になる御意見を述べになりましたが、そのような点を非常に深く御勸案になりました、最善のものをおつくりになりました、一年三箇月が終了の後には非常に円満裡に、しかも日本の非常に長い間のどの国の医療にもはるかにないようななりつばな新医療費体系のもと、日本の医療が遂行されるような発足をし

てもらふことを心からお願いいたします、討論を終ります。

○小島委員長 只野直三郎君。

○只野委員 私はただいま議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、実は遺憾ながら反対の意を表するものでござい

ます。私は厚生委員会に關しましては、一昨日厚生委員会にかえられましたので、皆さんの審議の状況等に關しましてはこれを十分承知しておるものではございません。ただ国会議員の一人としてこの医療分業の問題については若干の研究もいたし、関心を持つておつたのであります。本日私が反対する理由は二つの点からでございます。

一つは国会の権威を保たねばならぬという重大問題ではあつても、やるときめてやるといふことになれば、国民

の方の受入れ態勢はやはりそれに従つて来る。もしこれがやるときめておつても政府、国会その他の関係方面の腰がふらつければ、やはりそこに不安動揺が生ずるものである。そういう点から若干私の意見を申し述べたいと思ひます。

まず第一に国会の権威の問題であります。国会は申し上げるまでもなく国家の最高の機関であつて、その最高の機関で一応決定したことは、いわゆる汗のこし、そこに権威があると思ひます。従ひましてその権威をわれわれが保つためには、どこまでも実行すべきは実行する。そうでなければ国民が迷ふと思ひます。そういう意味においてまず第一に国会の権威を失墜することをしはならぬという点から反対するのです。

第二点としては、占領政策の行き過ぎの是正という点も巷間いわれておるやうであります。また委員会等においてもしばしば問題になつておるやうであります。私はこの占領政策の問題と医療分業とは関係はないと突は考へております。というのは、医療分業のやうな問題はすでに世界の先進国が実際にやつており、そして実績を上げておる。日本が遅れておる。遅れておるのをアメリカがやつて来て忠告をした。それを日本の国会が取上げて、満場一致でとりきめて、その通りだといふことになつた場合に、その医療分業そのものが、占領政策のために日本の国民の自由意思が阻害されておつたき

を是正するといふことも考えられ、また延期もせねばならぬといふことも考

えられるとするならば、それは大きな誤りである、そういうふうに思ひます。

それからさらに、これはよいなことになるかもしれませんが、国会が一度決定したことが、いろいろ外からの力、そういうものが入つて、そのことのために国会が左右されたという印象をかりに国民に与えたとするならば、これは国会そのものが信用されなくなつて来る。そういう点から私はやはり国会議員は白紙委任を受けておるのだから、白紙委任を受けている国会議員の意思で決定したことは、やはりそのときにおける最上のものであるという信念で行かなければ、国民に対して国会を信頼させることはできないだらうと思ふ。こういうことが反対の理由として大きく取上げらるべきものだらうと思ひます。

最後に、この医療分業を実施するのは非常に困難であるだらう、とくに薬剤師側と医師会側とが相こく摩擦をやつておるから、こういうさ中これを突お考へになるだらうけれども、国民は薬剤師にもあるいは医師会側に対しては政治の対象は国民なんだ。そうすれば、その国民の利益のために医療分業がよろしいという国会の方針が定まれば、当然医師も薬剤師もそれに協力して来るはずだ。これは私は聞くところによれば、すでに聰明なる医師の人々の中にはもう自分が医師をやりにがら同時に薬局も併置して、そうして完備したものやろうといふふうな積極的に動いておる。国会がぐらつければ

そういうものはだん／＼減つて来る。

そうすれば、国会が動揺するたに医師会と薬剤師との対立が深刻になつて来る。国会が断固としてこれを実行するならば、薬剤師側も国会がそうきめ

た、医師会側も国会の意思は動かせない、こうなつたならば薬剤師と医師会とは協力するものなんだ。医者とは離せない。薬剤師と医師がけんかするといふことそれ自体がおのれとおのれがけんかすることなんだ。こういうことを考えましても、国会が躊躇逡巡するといふことは、これはいたずらに国民の間に不安動揺を起すことになるわけでありまして、私はどうしてもこれはすぐやつた方がよろしい、やりながら欠点を直して行く、これが厚生委員としては日の浅い私が先輩諸兄のお話を承つておつて、一応私先輩諸君の御苦心のほどは十分わかつておりますけれども、私は私の立場から私の意見を申し上げたのでございまして。ただ大勢はすでにきまつたやうでありますから、これは先ほど来政府の方々やあるいは参議院の方の提案の御説明を承つて、やむを得ないものだらうと突はひそかには思つております。ひそかには思つておるが、少くともこういう重大問題に關して

といふことを繰返すやうなことがさらにあつたら、たいへん危険なことだと思ひます。そういう意味におきまして私はこれは来年の一月一日からだちに実施すべきものと考へますので、反対をいたすのであります。

○小島委員長 只野直三郎君に申し上げます。当委員会に關する限り部外の方を受けた行動したり、ものの考へ方をした人は一人もないと存じます。その点御了解を願ひます。

○只野委員 ただ巷間いろ／＼なことがありますが、そういうことがあつてはならぬということを申し上げたのであります。そういうことがあるとうことなどは絶対に申し上げません。

○長谷川(保)委員 今只野委員から、かのごとき発言がありました。重大なる侮辱であります。われ／＼は

われ／＼は道理に立つて、国家のために問題とまつ正面からとつ組んでやつておる。このような発言は取消されんことを望みます。

○小島委員長 委員長において只野君の発言中不適当なところがあれば修正することになります。

以上をもつて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 異議なしと認め、そのように決します。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつて追つて御通知申し上げます。

午後一時二十二分散会